

令和7年度 第7回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年10月10日（金）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 9名

1番 小松崎秀昭 君	1番 飯野利明 君
2番 浅野周一 君	2番 吉田典子 君
3番 飯塚尚志 君	3番 細田展之 君
4番 山崎翔子 君	4番 寺田清 君
5番 大塚芳夫 君	5番 吉田誠 君
6番 吉田修夫 君	
7番 飯村正弘 君	7番 本間保 君
8番 島田辰男 君	8番 諏訪原昌子 君
9番 柳生利幸 君	9番 塚原努 君
10番 横張清彦 君	10番 秋葉政男 君

4. 欠席委員：農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 1名 糸賀稔 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第29号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第30号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第31号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第24号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第26号 非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員9名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、4番山崎翔子委員・5番大塚芳夫委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第29号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第29号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は5件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑2筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は予備自衛官。新規就農者になります。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は180日。作付予定作物はピーマン、ナス、スイカです。

譲受人は本申請地を足がけに営農を開始し、今後規模を拡大していく意向があります。農作業用機械については、始めは知人から借りて行い、規模拡大できればいずれ購入したいとのことです。譲渡人については、売却の希望があり、本申請に至っております。

続いて、整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字吉原地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人、妻、子2名の計4名。農作業従事期間は、本人200日、妻及び子180日。作付予定作物は栗です。

譲受人は、現在土浦市で営農を行っています。この度、阿見町で営農規模拡大の意向があり、譲渡人については、譲受人の要望により本申請に至ったとのことです。

なお、本申請地については、現地調査時点で、隣接水路の公共工事を町都市整備課主管のもと行っており、申請地は工事用地として、令和7年12月末まで一時転用することが判明しました。現地調査後、都市整備課に、公共工事による農地転用ということで「制限除外の農地の移動届」を提出するよう指導し、昨日届出が提出されたところです。

また、譲受人についても12月末までの一時転用については承認しており、代理人より承認書も追加で提出されたところです。整理番号2番については以上です。

続いて、整理番号3番及び4番については、譲受人が同一で関連する案件となりますので、あわせてご説明いたします。

申請地は、大字石川地内の畑2筆で、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業兼会社役員。農業従事者は本人、父及び祖母の3名。農作業従事期間は、本人及び父160日、祖母200日。作付予定作物は栗です。

譲受人は農業経営の利便性をはかるためであり、譲渡人については譲受人の要望により本申請に至ったとのことです。

続いて、整理番号5番についてご説明いたします。

本申請は、筆数が多いことから現地調査については、エリア担当である大塚委員及び吉田誠委員に個別で現地確認をお願いしたところです。

申請地は、大字小池地内の畑16筆〇〇㎡、田5筆〇〇㎡、計21筆〇〇㎡。内16筆が農振農用地区域内で5筆が区域外になります。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業兼会社役員。農業従事者は本人、妻及び会社従業員2名の計4名。農作業従事期間は180日。作付予定作物は畑がサツマイモ、田が水稻です。

譲受人は規模拡大の意向があり、譲渡人については耕作不可能による離農の意向があることから、本申請に至っております。

説明は以上となりますが、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認したところ、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を7番飯村正弘委員、整理番号2番を2番浅野周一委員、整理番号3番・4番を山崎翔子委員、整理番号5番を大塚芳夫委員お願い致します。

7 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は休耕中の農地であり、管理は適正に行われています。隣地境界については問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響も見受けられませんので、譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

2 番： 整理番号 2 番について報告します。整理番号 2 番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の栗畑で隣地境界についても問題ありません。事務局の説明にあったとおり、今現在一部転用されているが、同意のもとなので問題ありません。周辺農地への影響もありません。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

4 番： 整理番号 3 番・4 番について報告します。整理番号 3 番・4 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

5 番： 整理番号 5 番について報告します。整理番号 5 番は事務局の説明のとおりです。10 月 7 日に吉田誠委員と土地所有者の方と個別に現地調査を行いました。その結果、申請地はきれいに耕作されていました。また、申請地はサツマイモの栽培が行われているところと管理休耕中の箇所がありました。遊休農地となっている農地はありませんでした。隣地境界についても問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 5 番でご質問等ありますか。（質問等なし）

議 長： これより議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 続いて、議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、3 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

本件は、圏央道の 4 車線化事業に伴い、工事用地として 3 年の一時転用期間が経過しましたが、工事が完了していないことから、3 年間の期間延長のため、再度、一時転用を申請した案件になります。事業計画については前回申請と同様になります。

申請地は、大字吉原地内の畑 1 筆、面積〇〇㎡の内〇〇㎡、大字小池地内の畑 7 筆、面積〇〇㎡の内〇〇㎡、計 8 筆〇〇㎡。大字小池の畑が全て農振農用地区域内、大字吉原が区域外になります。農地以外を含めた 4 車線化事業全体の計画面積は約 36,900 ㎡です。事業計画は、圏央道の 4 車線化事業に伴う一時的な工事用道路の設置、土の仮置き場、資機材の仮置き等工事用地となっています。

事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当します。申請書類については不足もなく、特に問題等見受けられませんでした。

続いて、整理番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha

未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 建て、建築面積 86.12 ㎡。造成計画は、70 cm 程度の盛土を行い、周囲は法面保護を行います。給水は公共上水道。雨水は浸透枿を設置し敷地内処理。汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法については、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、届出済みとなっています。

続いて、整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、大字鈴木地内の畑 1 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内の農地ですが、農産物の集出荷場として用途変更がされております。不許可の例外については、農振農用地利用計画指定用途の農業用施設となっております。

また、申請地は、以前農地法第 3 条の許可を取得し、サツマイモ畑として耕作を行う予定でしたが、地中に碎石等が入っていることから、耕作ができないとして、以前から希望していたサツマイモの集出荷場として転用するに至りました。現地は既に集出荷場にするために砂利等を敷いており、是正指導を行っていたところ、この度、是正のための本申請書が提出されたところです。

計画内容は、サツマイモの集出荷場としてトラックの積み下ろしスペース、作業員駐車場、パレット置場等を設けます。なお、建築物は設置する計画としていませんが、後々は、作業員の休憩用のスーパーハウスや仮設トイレの設置を検討しています。造成計画は、全面に碎石を敷きます。雨水は敷地内浸透となります。資金は、自己資金により賄います。他法令ですが、文化財保護法については、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上 3 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を事務局、整理番号2番・3番を 1 番小松崎秀昭委員お願い致します。

事務局： 整理番号 1 番について報告します。整理番号1番については、当初の事業計画時点で国協議が整っている圏央道の4車線化事業になりますので、簡単ではありますが事務局からのご報告とさせていただきます。現地は、圏央道4車線化工事の工事用地となっており、当初から工期の延長も視野に入れた一時転用ということで、県とも協議済みの案件です。延長の期間についても、3年以内となっておりますので、本申請については許可相当であると思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 番： 整理番号 2 番について報告します。整理番号2番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありません。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続いて、整理番号 3 番について報告します。整理番号3番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕地であり、碎石等が入っており、是正勧告も行い、申請となりました。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 3 番でご質問等ありますか。（質問等なし）

議 長： これより議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第31号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 31 号 現況確認証明の発行についてを議題と致します。事務局説

明をお願いします。

事務局：　　今回は、1 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

願出地は、大字福田地内。登記地目が田 2 筆、面積〇〇㎡。20 年以上前から荒廃し、現在は雑木が生えている等、原野化している土地になります。また、願出地に入るための進入路がなく、仮に復元したとしても継続的に耕作することが困難と見込まれます。地目変更のため、本願出に至ったとのこと。

議長：　　続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 3 番飯塚尚志委員お願い致します。

3 番：　　整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、本願出地はすでに山林化しており、耕作はできる状態ではありません。中に入れなため境界の確認はできませんでした。しかし、両隣の田が以前同様の申請があり、その際に境界を確認していたので、境界についても問題ないと考えます。よって、本願出では妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：　　整理番号 1 番についてご質問等ありますか。（質問等なし）

議長：　　それでは議案第31号 現況確認証明の発行について採決をいたします。本案ついて賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について＞

議長：　　続いて、議案第 3 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：　　今回は 57 件の計画となります。福田・掛馬・島津地域の更新分と通常の間管理権の設定である一般分になっています。地域集積更新分、田 71 筆、面積〇〇㎡、貸し手 33 名、借り手 6 名と 1 社、一般分、田 6 筆〇〇㎡、畑 4 筆〇〇㎡、貸し手 8 名、借り手 5 名、合計で田 77 筆〇〇㎡、畑 4 筆〇〇㎡、貸し手 41 名、借り手は 11 名と 1 社となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長：　　これより質疑に入ります。（質問等なし）

議長：　　これより、議案第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。（案）を消してください。

＜議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について＞

議長：　　続いて、議案第 3 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：　　本申請は、筆数が多いことから現地調査については、エリア担当である飯塚委員及び寺田委員に個別で現地確認をお願いしたところです。相続税の納税猶予については、その適用を受ける方が適正に耕作すること等の諸条件をクリアした場合に相続税が猶予される租税法上の特例措置となります。

今回は、1 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は、大字福田地内の田 4 筆、面積〇〇㎡、畑 9 筆〇〇㎡、計 13 筆、〇〇㎡となっています。現地はすでに相続人により耕作されている土地となります。簡単です

- が、説明は以上です。
- 議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 3 番飯塚尚志委員お願い致します。
- 3 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。10 月 8 日、寺田委員と共に田 4 筆、畑 9 筆、合計 13 筆の確認を行いました。圃場の方は適正に管理されていました。隣接する畑への影響も見受けられませんでした。よって本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長： これより質疑に入ります。(質問等なし)
- 議 長： これより、議案第 33 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<報告事項>

- 議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事 務 局： 報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 5 件です。
報告第 24 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 7 件です。
報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 1 件です。
報告第 26 号 非農地判断について 1 件です。
阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 7 年 10 月 10 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。
- 議 長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

- 事 務 局： その他(事務連絡)
- ① さわやかフェアについて
 - ・焼き芋販売を実施
 - ・日時：10 月 26 日(日) 10 時～
 - ・事前準備あり
 - ・当日の日程確認※阿見サンクラブにおいて野菜販売
 - ② 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)
 - ③ 現地調査及び総会の予定
 - 11 月現地調査 11 月 6 日(木) 当番委員 6 番 吉田修夫委員
当番委員 7 番 飯村正弘委員
 - 11 月定例総会 11 月 10 日(月) 午後 3 時
 - ④ 女性農業委員研修会について
 - ・日時：10 月 23 日(木)
 - ⑤ 稲敷郡協議会全体研修会
 - ・日付：12 月 3 日(水)
 - ・場所：さわやかセンター
 - ⑥ 県南連絡協議会全体研修会
 - ・日付：12 月 18 日(木)
 - ・場所：県民文化センター
- 議 長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4 時 1 2 分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印